

茨城県私立高等学校等

「奨学のための給付金」【**新入生への前倒し給付**】のご案内

1 制度の概要【**令和7年度入学生がいる世帯への支援**】

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、入学時に負担の多い低所得世帯に対して、前倒しの給付（4月～6月相当額）を行います。

2 給付要件

4月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※ 4月1日以降に家計が急変した世帯に対しては、通常の募集（7月1日が基準日）で給付を行います。

- 生徒が令和7年4月に新入学したこと。
- **令和6年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯、または生活保護（生業扶助）世帯**で、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
または、家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯であること。
- **保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。**

県内の高校に在学する生徒で、**保護者が県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。**詳しくは事務室にお問い合わせください。

<非課税世帯に相当すると認められる世帯の例>

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	1,716,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

- ※ 提出書類を基に家計急変発生後1年間の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。
- ※ この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の方は算定方法が異なります。
- ※ 年収見込計算方法(会社員の方)
直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定します。）
- ※ 災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象にはなりません。
- ※ 収入見込額には、退職金、失業手当は含めないものとする。

○申請上の注意点

- ・新入生に対する前倒し給付の申請は、給付年額の3か月分（4月から6月分）が対象です。
7月以降分を受給するためには、7月以降に改めて通常申請をしていただく必要があります。
各提出書類も、改めて御提出いただきます。
- ・早期給付と通常申請がともに対象であっても、給付される年額が増えるわけではありません。
ただし、ご家庭によってはどちらか片方のみ該当し、もう一方には該当しないことがあります。
- ・早期給付を申請せず、7月に通常申請をされた場合、年額を一括で、授業料等引落口座に振り込みます。

3 給付額（1人あたり）

詳細は、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（私立学校用）を確認してください。

世帯区分		課程区分	前倒し給付額 (年額に四分の一を乗じた額)【A】	参考:残額 (年額に四分の三を乗じた額)【B】	参考:年額 【A+B】
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等		全日制 定時制 通信制	1人当たり 13,150 円	1人当たり 39,450 円	1人当たり 52,600 円
2 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯(1の場合を除く)に扶養されている高校生等	ア 通信制の高等学校等に通う高校生等	通信制	1人当たり 13,025 円	1人当たり 39,075 円	1人当たり 52,100 円
	イ 通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制 定時制	1人当たり 38,000 円	1人当たり 114,000 円	1人当たり 152,000 円

4 支給時期

令和7年8月以降（予定）

5 申請方法

申請書類は、事務室または学校 HP にて配布しています。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書、委任状、扶養誓約書に記入のうえ、**親権者全員の令和6年度（非）課税証明書または生活保護受給証明書を添付し、5/30（金）までに学校へ提出**してください。

提出期限を厳守してください。**期限後の申請は受付できません。**

★お問い合わせ先：霞ヶ浦高等学校 事務室【電話】029-887-0013／4755

「奨学のための給付金(新生へ前倒し給付)」対象者及び給付額等確認シート(県内私立高等学校等用)

申請者氏名

高校生等は令和7年4月に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？		
はい	いいえ → 給付金に該当しません。	
生活保護(生業扶助)世帯、あるいは令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税ですか？		
はい	いいえ → 今回は給付金に該当しません(ただし、通常募集で該当すれば申請可能です)	
令和7年4月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？		
はい	いいえ	
入学した学校は通信制高校ですか？		
はい	いいえ	
ケース1 生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等は、 13,150円 が支給されます。 提出書類1へ	ケース2 「非課税世帯」で、通信制の高校生等は、 13,025円 が支給されます。 提出書類2へ	ケース3 「非課税世帯」で、通信制及び専攻科以外の高校生等は、 38,000円 が支給されます。 提出書類2へ

該当するケースに下記例のようにチェックしてください。
例 ☒

提出書類1(生活保護受給世帯の場合) ①奨学給付金受給申請書 ②委任状 ③生活保護受給証明書(4/1以降発行) ※③で「生業扶助」受給が確認できない場合は、「生業扶助受給証明書(福祉事務所発行)」を提出。
提出書類2(非課税世帯の場合) ①奨学給付金受給申請書 ※家計急変世帯については該当者であることの証明書類、(別紙)記載の「添付する書類」も併せて提出すること ②委任状 ③様式第14号 扶養誓約書 ④令和6年度(非)課税証明書(保護者全員分の証明書が必要。)→下記の【留意事項】をご覧ください。

- 【留意事項】**
- 令和6年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者のどちらも「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
 - 就学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
 - 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金の対象外となります。
 - 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことがわかる証明書(住民票等)も併せてご提出ください。